

2024 年診療報酬改定にともなう加算に関する掲示について

<医療 DX 推進体制整備加算>

当診療所では、以下の通り医療 DX 推進体制を整備し活用しています

- ・オンライン請求・オンライン資格確認行う体制を有しています
- ・オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室において閲覧または活用できる体制を有しています
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの導入の準備を進めています
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しています

<医療情報取得加算>

当診療所は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

初診時	1 点
再診時(3月に 1 回に限り算定)	1 点

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

【一般処方名加算に関する院内掲示について】

当診療所では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合でも、一般名処方により患者さまに必要とする医薬品を提供しやすくなります。

【明細書発行体制等加算に関する院内掲示について】

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、無料で明細書を発行しています。

明細書には使用薬剤や検査の名称が記載されています。

明細書の発行を希望されない場合は、受付にてその旨お申し出ください。

【情報通信機器を用いた診療】

当診療所では、情報通信機器を用いた診療を行っています。初診の場合、向精神薬を処方しております。

こもれびの森診療所 院長 森 享子